国立近現代建築資料館展示事業等実施要項

平成２５年４月１日
文化庁次長決定
改正　平成２７年４月１日
改正　令和５年５月１８日

１　趣　旨

我が国の近現代建築は、世界の文化芸術の重要な一翼を担う存在となっているが、これまでその学術的、歴史的、芸術的価値を次世代に継承する体制が十分ではなかった。

このため、我が国の近現代建築に関する資料（図面や模型など）について、劣化、散逸、海外への流出などを防ぐことを目的として、全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関（大学等）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行い、その成果として展示事業や普及活動事業を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民への理解増進を図る。

２　事業内容

（１）我が国の近現代建築に関する資料（図面、模型等）の展示事業
（２）我が国の近現代建築に関する資料の所在状況等の調査
（３）我が国の近現代建築に関連したシンポジウム、講習会等
（４）近現代建築等にかかる国内外の事例調査等

３　業務の委託

上記２の事業を実施するにあたり、必要に応じ業務の全部又は一部を委託して実施することができる。

業務を委託する場合は、以下のとおりとする。

（１）業務の委託先

委託先は、近現代建築に関する専門的知識と経験を有する我が国の団体で、次の要件のいずれかを満たす団体（以下「法人等」という。）とする。

①　法人格を有する団体。
②　法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体。
　ア　定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
　イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
　ウ　自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること。
　エ　団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

（２）委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年

度の最終日のいずれか早い日までとする。

（3）委託手続

① 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。

② 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

③ 文化庁は、上記②の決定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

④ 文化庁は、本業務の実施のために必要な条件を付することができる。

（4）委託経費

① 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。

② 文化庁は、委託を受けた法人等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。

③ 委託経費の支払は、原則として精算払いとする。ただし文化庁が必要と認めた場合に限り、全部又は一部を概算払いすることができる。

（5）業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から３０日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

（6）委託費の額の確定

① 文化庁は、上記（5）により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。

② 上記①の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

（7）その他

① 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

② 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。

③ 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。

④ 法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しな

ければならない。

⑤　この要項に定めるもののほか、委託業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領及び経費計上の留意事項等に定めるところによる。

5　その他

（1）展示及び関連事業の主催は文化庁とする。

なお、展示事業等の実施にあたり、文化庁が特に必要と認める場合は、共催、協力等、関係団体が展示事業等に参画できるものとする。

（2）この要項に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。